

雇用調整助成金を郵送により申請される事業主の皆様へ

雇用調整助成金の 郵送受付に関するお願い

- ◆ 感染拡大防止のため、計画届や支給申請書は郵便でも受付が可能です。
- ◆ 郵送先は、事業所を管轄する県内の各ハローワークとなりますのでご注意ください。
- ◆ 迅速な受付処理のため、雇用調整助成金を郵送により申請される事業主の皆様におかれましては、以下の点について、ご留意いただくようお願いいたします。

■ ご注意ください

- ☑ 申請期限内に到達しない場合、不受理となります。
- ☑ 郵便事故防止のため特殊郵便（特定記録または簡易書留）にて送付してください。
（到達確認は郵便局の追跡サービスをご利用ください。）
- ☑ 申請書の到達確認に関するお問い合わせは受け付けません。
※ 申請書控えの送付をもって返答とさせていただきます。
- ☑ 申請書控え用の返信用封筒（切手貼付・長3）を同封してください。
- ☑ 適正な申請受理にあたり、代理人が申請する場合は、委任状を同封してください。
- ☑ 申請書類の不備がある場合、不支給または不受理として返却させていただくことがあります。